

以下の場所の周囲200mの区域(4)については地域)で、暴力団事務所の開設及び運営が禁止されます。



子ども子育て支援事業 等の保育を行う場所

「子ども・子育て支援事業を行う 施設、家庭的保育事業所、認可外 保育施設など」



「都市公園、公営の体育施設など」



「各種学校、博物館相当施設、世 界遺産、重要文化財など」



住宅街·商業地域

(住居系用途地域) · (商業系用途地域)

「都市計画法に規定する住居系 用途地域及び商業系用途地域」

暴力団に関する相談窓口はこちら

092-641-41





「福岡県警察シンボル・マスコットふっけい君」

